中津市告示第２３１号

令和8年度 地方税法第329条第1項に規定する書類（第1期）の公示送達について

令和8年度 地方税法第329条第1項に規定する書類（第1期）を　令和8年9月18日　付で送付したが、住所・居所等の不明により返戻された。その後、調査を行ったが、所在が確認できなかったため、地方税法第20条の2の規定により公示送達する。

なお、同書類については、当市　総務部　収納課　に保管し、送達を受けるべき者からの申し出により交付する。

令和8年11月10日

中津市長　奥 塚 正 典





公　　示　　送　　達　　書

令和 8年 11月 10日

下記の書類は、当市 総務部__収納課 に保管してありますから
いつでもお受け取りください。

大分県中津市長　　奥塚　正典

送達を受ける者の氏名	送達する書類の名称
PHAM VAN THANG	地方税法第329条第1項に規定する書類
井上 颯飛	地方税法第329条第1項に規定する書類
田中 義実	地方税法第329条第1項に規定する書類
若林 大誠	地方税法第329条第1項に規定する書類
安藤 愛稀	地方税法第329条第1項に規定する書類
辻 大成	地方税法第329条第1項に規定する書類
井上 龍也	地方税法第329条第1項に規定する書類
長谷川 貢	地方税法第329条第1項に規定する書類
澁谷 真二	地方税法第329条第1項に規定する書類

(注意) 地方税法第20条の2の規定により公示した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

中津市告示第231号

令和8年度 地方税法第329条第1項に規定する書類（第2期）の公示送達について

令和8年度 地方税法第329条第1項に規定する書類（第2期）を 令和8年9月18日 付で送付したが、住所・居所等の不明により返戻された。その後、調査を行ったが、所在が確認できなかったため、地方税法第20条の2の規定により公示送達する。

なお、同書類については、当市 総務部 収納課 に保管し、送達を受けるべき者からの申し出により交付する。

令和8年11月10日

中津市長 奥 塚 正 典





公　　示　　送　　達　　書

令和 8年 11月 10日

下記の書類は、当市 総務部__収納課 に保管してありますから
いつでもお受け取りください。

大分県中津市長　　奥塚　正典

送達を受ける者の氏名	送達する書類の名称
PHAM VAN THANG	地方税法第329条第1項に規定する書類
THET PAING HTAY	地方税法第329条第1項に規定する書類
西 康徳	地方税法第329条第1項に規定する書類
甲斐 孝雄	地方税法第329条第1項に規定する書類
YE YINT SOE	地方税法第329条第1項に規定する書類
井上 颯飛	地方税法第329条第1項に規定する書類
田中 義実	地方税法第329条第1項に規定する書類
若林 大誠	地方税法第329条第1項に規定する書類
AUNG KAUNG HTET	地方税法第329条第1項に規定する書類
PYAE SONE OO	地方税法第329条第1項に規定する書類
KHUN HTET SHAR OO	地方税法第329条第1項に規定する書類
KHAING THINZAR AUNG	地方税法第329条第1項に規定する書類
安藤 愛稀	地方税法第329条第1項に規定する書類
小林 弥	地方税法第329条第1項に規定する書類
羽染 繁樹	地方税法第329条第1項に規定する書類
辻 大成	地方税法第329条第1項に規定する書類
井上 龍也	地方税法第329条第1項に規定する書類
長谷川 貢	地方税法第329条第1項に規定する書類
澁谷 真二	地方税法第329条第1項に規定する書類

(注意) 地方税法第20条の2の規定により公示した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

中津市告示第２３１号

令和7年度 地方税法第329条第1項に規定する書類（過年度随時期2）の公示送達について

令和7年度 地方税法第329条第1項に規定する書類（過年度随時期2）を 令和8年8月20日 付で送付したが、住所・居所等の不明により返戻された。その後、調査を行ったが、所在が確認できなかったため、地方税法第20条の2の規定により公示送達する。

なお、同書類については、当市 総務部 収納課 に保管し、送達を受けるべき者からの申し出により交付する。

令和8年11月10日

中津市長 奥 塚 正 典





公　　示　　送　　達　　書

令和 8年 11月 10日

下記の書類は、当市 総務部__収納課　　に保管してありますからいつでもお受け取りください。

大分県中津市長　　奥塚　正典

1 / 1

送達を受ける者の氏名	送達する書類の名称
THET PAING HTAY	地方税法第329条第1項に規定する書類

(注意) 地方税法第20条の2の規定により公示した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

中津市告示第２３１号

令和8年度 地方税法第458条第1項に規定する書類（全期）の公示送達について

令和8年度 地方税法第458条第1項に規定する書類（全期）を　令和8年10月20日　付で送付したが、住所・居所等の不明により返戻された。その後、調査を行ったが、所在が確認できなかったため、地方税法第20条の2の規定により公示送達する。

なお、同書類については、当市　総務部　収納課　に保管し、送達を受けるべき者からの申し出により交付する。

令和8年11月10日

中津市長　奥 塚 正 典





公　　示　　送　　達　　書

令和 8年 11月 10日

下記の書類は、当市 総務部__収納課　　に保管してありますから
いつでもお受け取りください。

大分県中津市長　　奥塚　正典

送達を受ける者の氏名	送達する書類の名称
柿島 輝生	地方税法第458条第1項に規定する書類
濱田 雄介	地方税法第458条第1項に規定する書類
矢野 匠	地方税法第458条第1項に規定する書類
加来 康祐	地方税法第458条第1項に規定する書類
桑水流 勝史	地方税法第458条第1項に規定する書類
市倉 尚志	地方税法第458条第1項に規定する書類
尾野 諒祐	地方税法第458条第1項に規定する書類
株式会社 高一	地方税法第458条第1項に規定する書類
後藤 弓美	地方税法第458条第1項に規定する書類
永元 真一	地方税法第458条第1項に規定する書類
島崎 密	地方税法第458条第1項に規定する書類
神野 昌平	地方税法第458条第1項に規定する書類
小林 弥	地方税法第458条第1項に規定する書類

(注意) 地方税法第20条の2の規定により公示した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

中津市告示第２３１号

令和8年度 地方税法第726条第1項に規定する書類（第1期）の公示送達について

令和8年度 地方税法第726条第1項に規定する書類（第1期）を　令和8年9月18日　付で送付したが、住所・居所等の不明により返戻された。その後、調査を行ったが、所在が確認できなかったため、地方税法第20条の2の規定により公示送達する。

なお、同書類については、当市　総務部　収納課　に保管し、送達を受けるべき者からの申し出により交付する。

令和8年11月10日

中津市長　奥 塚 正 典





公　　示　　送　　達　　書

令和 8年 11月 10日

下記の書類は、当市 総務部__収納課 に保管してありますから
いつでもお受け取りください。

大分県中津市長　　奥塚　正典

送達を受ける者の氏名	送達する書類の名称
手島 和哉	地方税法第726条第1項に規定する書類
白川 豊浩	地方税法第726条第1項に規定する書類
宮崎 瑛太	地方税法第726条第1項に規定する書類

(注意) 地方税法第20条の2の規定により公示した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

中津市告示第２３１号

令和8年度 地方税法第726条第1項に規定する書類（第2期）の公示送達について

令和8年度 地方税法第726条第1項に規定する書類（第2期）を　令和8年9月18日　付で送付したが、住所・居所等の不明により返戻された。その後、調査を行ったが、所在が確認できなかったため、地方税法第20条の2の規定により公示送達する。

なお、同書類については、当市　総務部　収納課　に保管し、送達を受けるべき者からの申し出により交付する。

令和8年11月10日

中津市長　奥 塚 正 典





公　　示　　送　　達　　書

令和 8年 11月 10日

下記の書類は、当市 総務部__収納課　　に保管してありますから
いつでもお受け取りください。

大分県中津市長　　奥塚　正典

送達を受ける者の氏名	送達する書類の名称
手島 和哉	地方税法第726条第1項に規定する書類
宮崎 瑛太	地方税法第726条第1項に規定する書類

(注意) 地方税法第20条の2の規定により公示した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

中津市告示第２３１号

令和8年度 地方税法第726条第1項に規定する書類（第3期）の公示送達について

令和8年度 地方税法第726条第1項に規定する書類（第3期）を　令和8年10月20日　付で送付したが、住所・居所等の不明により返戻された。その後、調査を行ったが、所在が確認できなかったため、地方税法第20条の2の規定により公示送達する。

なお、同書類については、当市　総務部　収納課　に保管し、送達を受けるべき者からの申し出により交付する。

令和8年11月10日

中津市長　奥 塚 正 典





公　　示　　送　　達　　書

令和 8年 11月 10日

下記の書類は、当市 総務部__収納課　　に保管してありますから
いつでもお受け取りください。

大分県中津市長　　奥塚　正典

送達を受ける者の氏名	送達する書類の名称
今永 尚希	地方税法第726条第1項に規定する書類
尾野 諒祐	地方税法第726条第1項に規定する書類
廣津 勝也	地方税法第726条第1項に規定する書類
前田 侑冶	地方税法第726条第1項に規定する書類
神野 昌平	地方税法第726条第1項に規定する書類
山本 淳也	地方税法第726条第1項に規定する書類

(注意) 地方税法第20条の2の規定により公示した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。